#### 令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱

砥部町告示第 96 号 令和 7年 3月 31 日

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の生きがいと健康づくりを目的に、砥部町老人クラブ連合会(以下「連合会」という。)が行う各種事業に対して交付する砥部町老人クラブ育成事業費交付金(以下「交付金」という。)の交付手続きについて定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 交付対象経費は、砥部町補助金等交付基準(平成18年3月29日制定)によるものとする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、別表に定める単位老人クラブ育成費及び老人クラブ連合会事業費の合算額とし、町予算に計上された額を限度とする。

(交付金の交付申請)

- 第4条 連合会は、令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付申請書(様式第 1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書又は総会資料
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他町長が必要と認める書類

(交付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付決定通知書(様式第2号)により、連合会に通知するものとする。

(交付金の交付変更承認申請)

- 第6条 交付金の交付決定通知を受けた連合会が、交付金の交付決定を受けた事業 (以下「交付事業」という。)を変更しようとするときは、あらかじめ令和7年砥 部町老人クラブ育成事業費交付金交付変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出 し、その承認を受けなければならない。
- 2 町長は、変更内容が適当と認めたときは、令和7年砥部町老人クラブ育成事業費 交付金変更交付決定通知書(様式第4号)により連合会に通知するものとする。 (交付事業の中止及び廃止)
- 第7条 連合会は、交付事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和7 年砥部町老人クラブ育成事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出 し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 連合会は、交付決定を受けた事業(以下「交付金事業」という。) 完了後、速やかに令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金実績報告書(様式第6号)に 事業報告書及び収支決算書を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付金の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付確定通知書(様式第7号)により連合会に通知するものとする。

(交付金の請求)

第10条 前条の規定により交付金の額の確定通知を受けた連合会は、令和7年砥部 町老人クラブ育成事業費交付金精算払請求書(様式第8号)を町長に提出しなけれ ばならない。

(交付金の交付)

- 第11条 町長は、前条の請求書を受理した場合は、交付金を交付するものとする。 (交付金の概算払)
- 第 12 条 町長は、前 2 条の規定にかかわらず、交付事業の実施上必要と認めたときは、交付金の一部又は全部を概算払することができる。
- 2 概算払を受けようとするときは、令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金概算払請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(指導監査)

第 13 条 町長は、交付金事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、 又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

- 第 14 条 町長は、前条の規定による指導監査により次の各号のいずれかに該当する と認めたときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。この場合、すでに交 付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) この告示及び交付金交付の条件に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
  - (3) その他交付金事業の執行について、不正の行為があったとき。
  - (4) 交付金をこの告示の目的以外の用途に使用したとき。

(関係書類の保管)

第 15 条 連合会は、交付金事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、交付 事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が 別に定める。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

# 別表(第3条関係)

事業費	区分	交价	寸金の額	
尹未貝	区分	基準単価	人数加算	
	適正クラブ (会員数 30 人以上)	33,600円		
単位老人クラブ	適正とならないクラブ I (会員数 16~29 人)	22, 400 円	会員数×800 円	
育成費	適正とならないクラブⅡ (会員数 5 ~15 人)	16,500円		
	新規加入者がいるクラブ	30,000 円加算		
老人クラブ連合会 事業費	老人クラブ連合会運営に要する経費(次年度への繰越金を含む。ただし、その上限は10,000円とする。)	総事業費から寄付金その他の収入を除く額。ただし老人の ラブ連合会会員数に 500 円を乗じた額を上限とする。		

年	月	日

砥部町長 様

住 所 砥部町

団体名 砥部町老人クラブ連合会

代表者 会長

Щ

令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付申請書

令和7年度において、老人クラブ育成事業費交付金の交付を受けたいので、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

_	/ T T T T T	L14 L7 /		1.7	
	内訳	単位老	人クラブ育成費	金	

内訳単位老人クラブ育成費金円老人クラブ連合会事業費金円

2 添付書類

1 交付金申請額 金

- (1) 令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金所要額調書(別紙1)
- (2) 事業計画書又は総会資料
- (3) 収支予算書
- (4) その他町長が必要と認める書類

### 令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金所要額調書

#### 1 単位老人クラブ育成費

クラブ名	会員数(a)	区分	基準単価(b)	人数加算(c)	新規加入	新規加入加算	交付金所要額(e)
				(a) ×800 円		(d)	(b) + (c) + (d)
	人		円	円		円	円
合 計					_		

- 注1 区分欄には、別表の区分を記入すること。
  - 2 基準単価 (b) 欄は、区分に応じた単価を記入すること。
  - 3 人数加算(c)欄は、会員数(a)欄に記入した人数に800円を乗じた額を記入すること。
  - 4 新規加入欄は、令和7年度に新規加入のある老人クラブは○をつけること。
  - 5 新規加入加算欄は、令和7年度に新規加入のある老人クラブは、別表に記載する加算額を記入すること。
  - 6 単位老人クラブ会長名簿及び令和7年度新規加入者名簿を添付すること。

#### 2 老人クラブ連合会事業費

総事業費(a)	単位老人クラブ 育成費(b)	寄付金その他の 収入額 (c)	差引額 (d) (a) - (b) - (c)	会員数(e)	交付限度額 (f) (e) ×500円	交付金所要額(g)
円	円	円	円		円	円

- 注1 単位老人クラブ育成費(b)欄は、「1 単位老人クラブ育成費」の交付金所要額の合計を記入すること。
  - 2 寄付金その他の収入額 (c) 欄は、本交付金事業以外の全ての収入額を記入すること。
  - 3 会員数 (e) 欄は、老人クラブ連合会の会員数を記入すること。
  - 4 交付金所要額 (g) 欄は、差引額 (d) 欄と交付限度額 (f) 欄を比較して少ない額を記入すること。

 第
 号

 年
 月

 日

砥部町老人クラブ連合会会長様

砥部町長

令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付金交付申請のあった老人クラブ育成事業について、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付金を交付します。

- 1 交付金交付額 金 円
- 2 交付条件

年	H	Е
+	月	

砥部町長 様

住 所 砥部町

団体名 砥部町老人クラブ連合会

代表者 会長

令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付変更承認申請書

年 月 日付け、 第 号で交付金交付決定通知のあった老人クラブ育成事業を別添のとおり変更したいので、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 交付金
   変更前 (金
   円)

   変更後
   金
   円
- 2 添付書類
  - (1) 令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金所要額変更調書(別紙2)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- ※ 変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きと し、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

# 令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金所要額変更調書

総事業費(a)	寄付金その他の	差引額(c)	交付金所要額				
	収入額(b)	(a) - (b)	単位老人クラブ育成費(d)	老人クラブ連合会事業費 (e) (c) - (d)			
円	円	円	円	円			

注1 寄付金その他の収入額(b)欄は、本交付金事業以外の全ての収入額を記入すること。

 第
 号

 年
 月

 日

砥部町老人クラブ連合会会長様

砥部町長

令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付金交付変更承認申請のあった老人クラブ育成 事業について、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第6条第2項 の規定により、下記のとおり交付金を変更して交付します。

- 1 交付金交付額 金 円
- 2 交付条件

砥部町長 様

住 所 砥部町

団体名 砥部町老人クラブ連合会

代表者 会長

令和7年砥部町老人クラブ育成事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け、 第 号で交付金交付決定通知のあった老人クラブ育成事業を中止(廃止)したいので、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止の期間 (廃止の時期)

砥部町長 様

住 所 砥部町

団体名 砥部町老人クラブ連合会

代表者 会長

令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金実績報告書

年 月 日付け、 第 号で交付決定のあった老人クラブ育成事業について、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

- 1 令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金所要額精算調書(別紙3)
- 2 活動報告書
- 3 収支決算書
- 4 その他町長が必要と認める書類

# 令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金所要額精算調書

	寄付金その		交付金所	f要額(d)				
総事業費(a)	費(a)       寄付金その 他の収入額 (b)       差引 (a)		単位老人クラブ 育成費(e)	老人クラブ連合会 事業費 (f) (c) - (e)	交付決定額 (g)	受領済額 (h)	差引過不足額(i) (d) - (h)	
円	円	円	円	円		円	円	

注1 寄付金その他の収入額(b)欄は、本交付金事業以外の全ての収入額を記入すること。

注2 老人クラブ連合会事業費(f)欄は、老人クラブ連合会会員数に500円を乗じた額を上限とする。

 第
 号

 年
 月

 日

砥部町老人クラブ連合会 会長 様

砥部町長即

令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付確定通知書

年 月 日付けで交付金実績報告のあった老人クラブ育成事業について、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付を確定します。

交付金交付額 金 円

砥部町長 様

住 所 砥部町

団体名 砥部町老人クラブ連合会

代表者 会長

令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金精算払請求書

年 月 日付け、 第 号で交付確定通知のあった砥部町老人クラブ育成事業について、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

金
---

内訳

交	付	確	定	通	知	額	Р
概	算	払	受	領	済	額	F
精	算	払	, <u> </u>	請	求	額	尸

砥部町長 様

住 所 砥部町 団体名 砥部町老人クラブ連合会 代表者 会長

令和7年砥部町老人クラブ育成事業費交付金概算払請求書

年 月 日付け、 第 号で交付決定通知のあった老人クラブ育成事業について、令和7年度砥部町老人クラブ育成事業費交付金交付要綱第 12 条第2項の規定により、次のとおり請求します。

金	円
---	---

#### 内訳

交	付	決	定	通	知	額	円
概	算	払	受	領	済	額	円
今	Ē	ī	請	Z	Ċ	額	田
差	引残			額	円		